

# 公文書管理委員会 第50回議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

# 第50回 公文書管理委員会 議事次第

日 時：平成28年3月23日（水）10:58～11:46

場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

- 1 開 会
- 2 公文書管理法施行5年後見直しについて
  - ・公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書（案）
  - ・平成27年度公文書管理に係る海外現地調査概要
- 3 旭川地方検察庁行政文書管理規則改正案の諮問について
- 4 国立公文書館の利用等規則改正案の諮問について
- 5 公文書管理委員会運営規則の改正について
- 6 閉 会

## 出席者

宇賀委員長、伊集院委員、井上委員、城山委員、野口委員、保坂委員、三宅委員  
河野内閣府特命担当大臣、松本内閣府副大臣、河内官房長、福井審議官、森丘課長

○宇賀委員長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

委員の定足数を満たしておりますので、ただいまから第50回「公文書管理委員会」を開催いたします。

所要1時間程度を見込んでおります。よろしくお願いいたします。

本日は松本副大臣の御出席をいただいております。また、河野大臣は途中より御出席をいただく予定です。

それでは、議事に入ります。本日は議事の都合上、議題3「旭川地方検察庁行政文書管理規則改正案の諮問について」、議題4「国立公文書館の利用等規則改正案の諮問について」及び議題5「公文書管理委員会運営規則の改正について」の審議を先に行います。

事務局より説明をお願いします。

○森丘課長 まず資料2を御覧ください。旭川地方検察庁行政文書管理規則の一部改正でございます。これは旭川地方検察庁に支部長（検事）が置かれることになったことに伴う改正ということでございます。

資料2を1枚おめくりいただきまして新旧対照表、横になっております。改正案でございますけれども、ただいま説明したとおり、検事たる支部長が置かれるということでございまして、「支部長、支部長の置かれていない支部においては」という記載を追加するというのが（2）でございます。

（3）が「庁務を掌理する検事又は副検事」ということでございまして、支部長たる検事が既に置かれている他の地方検察庁と同様の規定にするということでございます。

以上が資料2の関係でございます。

引き続き資料3に進みたいと思います。これは国立公文書館の利用等規則の改正でございます。下にページが振ってあると思いますので、本文の16ページを御覧いただきたいと思います。第29条、館の開館等でございます。これは前回3月3日の公文書管理委員会で公文書館から御説明を差し上げたとおり、土曜日を開館するというところでございまして、パブリックコメントを実施しているということを説明させていただきましたけれども、特に意見は出てこなかったということでもありますので、前回、御説明したとおりに土曜日の開館ということで規則の改正をさせていただくものでございます。

以上が資料3であります。

続きまして資料4、公文書管理委員会の運営規則の改正でございます。改正の趣旨でございますけれども、行政不服審査法などの施行に伴い、公文書管理委員会運営規則について所要の形式、改正を行うというものでございます。こちらも新旧対照表がございますので、3ページあたりを御覧いただきたいのですけれども、これは右側で異議申立てと書いてあって線が引いてあるところが、左側では審査請求ということで赤くなっているということでございまして、言葉を置き換えるという形式的な改正でございます。

以上、3点につきまして、いずれも4月1日から施行したいということでお諮りする次第です。

以上でございます。

○宇賀委員長 ただいまの御説明に対しまして、御質問あるいは御意見がございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。それでは、この諮問事項である旭川地方検察庁行政文書管理規則改正案の諮問及び国立公文書館の利用等規則改正案につきましては、委員会として了承することとし、公文書管理委員会運営規則の改正案につきましては、委員会として原案どおり本日付で決定することとしたいと存じます

続きまして、議題2「公文書管理法施行5年後見直しについて」の公文書管理法施行5年後見直しに関する検討会報告書（案）及び平成27年度公文書管理に係る海外現地調査概要につきましては、事務局より説明をお願いします。

○森丘課長 資料1-1「公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書（案）の概要」という1枚のものを用意いたしましたので、本日はこちらで御説明させていただきたいと思います。

まず「Ⅰ はじめに」、昨年9月から有識者ヒアリングを含め6回にわたって委員会において検討。本報告書に基づき政府において具体的な措置が講じられることを期待ということを書かせていただいております。

「Ⅱ 基本的な考え方」でございますけれども、公文書管理法の制定以前は諸外国と比べて我が国の公文書管理体制は脆弱という認識ということで、具体的な評価なんかも御覧いただいたかと思えます。ということで歴史の実証研究の観点からも、諸外国に比べて大きな制約があったという状況が、公文書管理法の施行を経た現在、様々な点における改善がみられるということでございまして、前回、3月3日のこの委員会でも10年前に比較して改善が見られたということが実感できたでありますとか、立法過程の文書は研究者にとっても使える状況になっているというような御議論もありまして、そのあたりは本文に整理をさせていただいております。

その一方で、現用文書と非現用文書の管理を一貫したプロセスでつなぐ公文書管理制度でございますけれども、より良いものとするようさらなる改善のための措置が必要ということで、具体的な諸論点について御議論いただいたということで、後につながっていくということでもあります。

それから、本報告書と調査検討会議で御議論いただいております「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」が相まって、政府全体の公文書管理の体制が充実することを期待ということも本文にも記載させていただいております。

「Ⅲ 個別論点と見直しの方向」に移らせていただきます。

「（1）現用文書と非現用文書をつなぐ評価選別の在り方について」でございまして、研究者の知見・協力を活用した評価選別の在り方を向上させる仕組みということで、これは昨年12月の委員会の有識者ヒアリングでも「時の経過」でありますとか、歴史的な価値を予測することが重要でありますとか、研究者によりまして歴史的な価値は何なのかということを発信していくといった御提案をいただいたところであります。

その次、専門職員の育成・配置等、各行政機関における文書管理業務を支援する仕組みということでありまして、ミシヨネールとかイギリスの記録管理官といった外国の専門職員、アーキビストについても御議論なり御紹介をさせていただいたところでありませぬ。各行政機関においても評価選別を主体的に行うとか、そういったことを専門職員がそれを支援する仕組み、そういうことを御議論いただいたということかと思ひます。

3つ目の○ですけれども、学識経験者の知見・協力を活用した文書管理に関する評価・検証を行う試みということも議論していただきました。

電子文書の適切な保存・移管のための電子的な中間書庫でありますとか、文書管理システムの改善の検討が必要ではないかということもあつたかと思ひます。

web研修、サテライト研修などの多様な研修の実施、コンテンツも充実させていくというように（1）では御議論いただきました。

「（2）特定歴史公文書等について」でございますけれども、利用者の声も踏まえということで、先ほど来12月のヒアリングということを度々申し上げておりますが、専門職員の増員などの利用サービスの更なる充実ということでございます。

その次、「時の経過」を踏まえた利用決定を行っている国立公文書館等の現状や運営体制、諸外国における判断ルール、個人情報取り扱いに関する議論の状況等に配慮した利用審査事務・不服審査事務の効率化ということでございます、ここだけ後で本文を補足させていただきますと思ひます。

3つ目の○ですけれども、国立公文書館等の指定に当たって指針となる「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」でございますけれども、独立行政法人等の視点を踏まえた見直しというものが必要だという御議論をいただいたところでありませぬ。

続きまして「（3）地方公共団体における文書管理について」でございますけれども、地方公共団体の参考となる取り組みの情報収集・提供、実務的な課題の支援等、国や国立公文書館が地方公共団体を積極的に支援し、普及・啓発を実施する取り組みが必要ということでございまして、前回3月3日の御議論でも、調査検討会議で検討中の先ほどの基本構想で、国立公文書館が各種の機能やネットワークのハブ、センター的な機能を果たしていくことが議論されているということを紹介させていただきましたけれども、そういった地方の公文書館とか大学、独立行政法人等、関係する機関との間で、そういったデジタル関係も含めてセンター的な機能を果たしていくことは、前回御紹介させていただいたところでありませぬ。

本文が資料1-2にございまして、前回の御議論を踏まえまして整理させていただきました。それで1点、補足させていただきたいところがございますけれども、本文の11ページでございまして、「時の経過」とか開示、不開示の範囲について論じているところですが、11ページの上から2つ目の○ですけれども、5～6行目でいわゆる「忘れられる権利」といった、個人情報保護の在り方をめぐる国際的な議論の潮流についても注視し

ていく必要があるという記載を追加させていただきました。「忘れられる権利」というのは、この委員会の中では明示的に御説明というか御発言のなかったキーワードでありましたので、そこは補足させていただきます。

歴史研究者の立場からは、グレーゾーンは公開の方向でという御意見でありましたけれども、その一方で個人情報保護の要請もある。近年では国際的な公文書館の会議でも、プライバシーや「忘れられる権利」について議論をされているということもございますので、研究あるいは公開と保護との利益衡量ということで、そういった趣旨は時々御議論いただいたかと思えますけれども、その趣旨を踏まえて記載を追加させていただきました。というのが資料1-2の説明でございます。

資料1-3、公文書管理に係る海外の現地調査の概要でございます。これは何度かこのような詳しい専門家に御協力いただいて、海外の現地調査を2月中心に進めていくことを御説明いたしましたけれども、無事に調査が済んでおりまして、本日は概要という格好でございますけれども、御報告ということで、この取りまとめの本体には必ずしも反映させる必要はないということをお確認いただく趣旨で御紹介いたします。

まず日程等のところでありますけれども、昨年アメリカで、今年2月に入りましてフランス、イタリア、イギリス、ドイツ、それぞれの公文書館を中心に訪問しております。右側に調査協力者ということで、フランスは永野先生、イタリアは湯上先生、イギリスは熊本先生、昨年12月にもお越しいただきました。ドイツは上代先生ということで、それぞれ御論文を委員会でも御紹介させていただいたような方々であります。

まず評価選別中心ということで御議論いただいておりますので、評価選別を御説明させていただきますと、まずアメリカでございますけれども、GRS (General Records Schedule) と Records Scheduleなどがあって、NARA、国立公文書館の担当者が審査しているということでございます。1ページが一番下でございますけれども、シリーズ単位で Records Scheduleを付与ということでございまして、次のページが一番上になりますが、担当者が直接政府機関に調査ということもまれにはあるということでもあります。

フランスでございますけれども、ミシヨネールが各省に派遣されているということでございまして、レコードマネージャーは現用文書の管理と歴史的に保存すべき記録を選別しているということでございます。

イタリアでございますけれども、廃棄報告書というものをシリーズ単位ということで作成しているということで、廃棄管理委員会で審査しているということでございます。行政文書ファイルのリストを一部見る、さらに必要に応じて実際の文書の中身を確認ということでもあります。

ここには書いていないのですけれども、行ってきた人から聞いた話で、行政機関側は廃棄か移管か迷った場合、アーカイブズ総局は廃棄をお勧めしているということだそうです。行政機関は文書をできるだけ残したがるということがあられるようなのですが、それだと管理のほうが大変になるという話も聞いてまいりました。

イギリスでございますけれども、評価選別は政府機関の責任ということでございまして、アーキビストと一緒にやっているということでございます。

3 ページの上のほうなのですが、ファイル単位の評価選別をやっていたということでもありますけれども、それは廃止して、マクロの視点でシリーズごとにやっているということでもあります。

最後にドイツでありますけれども、ユニットをまとめたシリーズレベルということで、ドイツのところの一番下のポツでございまして、そういったことで割とシリーズレベルで処理をしているという国が多いということでございます。

あとは電子文書とか国、地方の関係も調査していただいておりますけれども、このあたりはいずれ報告書がまとまりましたら、行っていただいた専門家の方々にも来ていただいて、1 回そういうことを勉強していく機会も設けさせていただいたらいかがかと考えております。

私からは以上です。

○宇賀委員長 それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問や御意見がありましたらお願いします。

野口委員、どうぞ。

○野口委員 御説明ありがとうございます。報告書案をまとめていただいて、大変感謝をしております。

資料 1-1、とても形式的な御質問なのですが、アンダーラインを引いていただいている箇所は、趣旨としては重要だから引かれているのか、それとも今後やるというところに引かれているのか、どちらなのでしょうかと御質問です。趣旨としても重要などところに引かれているということであれば、ぜひリクエストとして「Ⅱ 基本的な考え方」の最初にある、今までもすごく法律が施行されたことによって改善が見られたんだというところにぜひ引いて、様々な点における改善が見られたというところにも引いていただけたらと思いますし、また、2 番目のこれからやるというところに注意を向けるために引かれているということであれば、「Ⅰ はじめに」の 2 番目にある具体的な措置が講じられることを期待なんて、このあたりにもぜひ引いていただけたらと思うところなので、下線がどういう趣旨で引かれているのかを確認させていただいた上でのリクエストです。よろしくをお願いします。

○森丘課長 下線は説明の便宜みたいなのもございまして、今の野口先生の御指摘はいずれも重要なポイントだと思いますので、今後の説明におきましては資料の線の引き方なんかも含めまして、今おっしゃった御趣旨で議論していただいたと理解しております。

○野口委員 ありがとうございます。

○宇賀委員長 ほかいかがでしょうか。井上委員、どうぞ。

○井上委員 前回、幾つか要望させていただいたことがきちんと反映された報告書になっておりまして、大変ありがたく思っております。特に有識者の方からの非常に重要なヒア

リングの結果というものが反映されていて、有用性の高い報告書になっていると思います。

今後のことに関して要望ということで申しますと、資料1-1に即して見てみますと、Ⅲ(1)の1つ目と3つ目の○に関して、ほかも含めて重要なのですけれども、この2つについては必ずしも大規模な予算措置を伴わなくても実現可能性の高いものだと思いますし、また、実現すれば非常に公文書の管理に関してさらに次のステップを踏めるのではないかと思いますので、ぜひ方向性を確認したということから含めて、さらに一步先に具体化の方向へ進めていただくよう、強く要望したいと思います。

以上です。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

○森丘課長 今、井上先生から御指摘いただいたところですが、確かに今までいろいろヒアリングとかをお願いしている先生方にも、今後ともまたよろしくお願ひしますみたいなことを申し上げておまして、それで12月にヒアリングに来ていただいた熊本先生にも早速2月にイギリスに行っていたとか、そういったこともありますので、引き続きいろいろな形で知見とか協力とかをいただきながらということで、評価選別、その他の論点の中心に、一体的に考えていきたいと思っております。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。城山委員、どうぞ。

○城山委員 今までの議論を反映していただいて、まとめる方向としてはこれで大変結構ではないかと思います。

その上で若干感想的なことをつけ加えさせていただくと、過去を見て先ほど野口委員からもお話がありましたように、一定の改善がされているということが1つの重要なポイントだと思うのですが、その面で言うと、後ろのほうにも一部引かれています、ちゃんとガイドラインをつくって、それをベースにやってもらうようにしたということが大きいのだと思います。

他方、要するにこのガイドラインというものを改めて見返してみると、ある意味では各省庁等においてやっている業務プロセスの枠組みをつくっているようなことなわけです。これは必ずしも公文書管理だけではなくて、例えば電子政府とかやろうとしても業務プロセスを整理して、それをベースにやるのだけれども、しばしば起こるのは整理した業務プロセスが実態と合わない。実態が問題のあることもあるのですが、そのギャップが得てして問題になるわけです。そういう意味で言うと、多分このような形で業務プロセスを前提に考えて、このような文書をきちんとつくって残しなさいと言っていることは大変重要なのですが、これをちゃんと定着させていこうと思うと、実態の業務プロセスにきちんと即した形で大事なものを残していくことができることが大事なのだと思います。

そういう意味で言うと、書いていただいているのですが、6ページの一番上のところで、要はこの下のほうですけれども、「ミクロの指標についても各行政機関における評価選別の指標がそれぞれの業務内容、組織（事務分掌）や機能に即して、実践的な指標としてよ



り細部にわたってつくり込まれるよう積極的な措置について検討すべきである。」多分ここはすごく重要なところだと思います。恐らくここはきちんと細部を、細かいというだけではなくて、それぞれの業務の状況に応じてきちんと何を残さなければいけないのかということを考えていくのが1つと、これから多分、今回議論されたように外部のいろいろなミッションールのような専門家とか、あるいは外部の研究者に見てもらうことも大事なのですが、同時にこれをちゃんとやってもらおうと思うと、各現場の各省の担当者にきちんとこのプロセスに関与してもらうことが大事なのだと思います。そういう意味で言うと、研究者なり外部の専門家を使っていくという話と同時に、そこが現場の人たちとチームを組んでやっていくような仕掛けをつくっていただく。これは先ほどお話がありましたようにお金のかかる話というよりか、どういう内在的なコミットメントをとるかということが大事だと思うので、そこあたりを詰めていっていただくことがすごく大きいことなのかなと思います。

もう一つは、結論としてはこれでいいのですが、まとめ方として一番大きいまとめが現用文書と非現用文書をつなぐという書き方になって、結論としてはこれでいいと思うのですが、ここに書かれているように整理の仕方としてはつなぐというところに焦点を当てて、まずは評価選別で（i）で見ているのだけれども、（ii）は評価選別を意識した行政文書の管理の在り方なので、実は評価選別以前の問題。何を残すかという話も実は含まれています。ですからタイトルだけ見ると、そこが若干誤解されるおそれがあるのですが、中身としては書かれているのでいいのだと思いますが、その点についても一応留意しておく必要があるかなと思います。

以上、2点です。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

では三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 今日は大臣、副大臣もお見えですので、この報告書を取りまとめるに当たって現在の制度で少し不十分な点を指摘させていただきたいと思います。

総論と個別のまとめは各担当できっちりやっているといると思うのですが、公文書の管理は残念ながらまだ不十分なところが多々ある。一例を私は今日は、前日も少しお話をしたのですが、最近、高市総務大臣の電波法の適用についての発言があつて、与野党の議論が国会でされております。

それはそれとして置いておいて、実は私、2010年に1980年5月31日から2007年4月27日までの30件、放送法による行政指導、それに基づいて書面交付がなされたケースを情報公開請求しましたら、30件全部出たのです。多分2009年に請求しています。そのときは文書があったのです。今回それを出版するに当たって2007年以降の文書を補充してもう一回、論文を書きなおそうと思ひまして請求しましたら、昨年のもについては出たのですが、2007年4月27日より後から昨年までの3件ぐらい、これは民放連のデータとして放送についてのハンドブックに出ておるものですから、期日がわかっていて、それで開示請求をし

たのですが、前回も言いましたようにその文書はもう廃棄されて存在しない。

それでいろいろもう少し、新聞記者の方にも関心を持っていらっしゃる方がいらっしゃって調べていただいたら、既に1980年5月31日から2007年4月27日までの文書もなくなっているのです。だから2010年に論文を書いたときにはあったのですが、何がその後、変わったかという行政文書管理ガイドラインができて、恐らく行政指導のレベルの文書だから、廃棄してもいい。保存年限は多分10年とか5年とか、30年の長期保存ではないと思うのですが、そのようなことで廃棄がされたのですけれども、書面交付による行政指導の中には例えば所沢のダイオキシンの報道ステーションの問題があったときに、その経緯についての行政指導の中では、当時あったBRC、放送と人権等権利に関する委員会等についての情報提供の仕方とか、行政指導の事細かなことが極めてきれいに十分書かれていて、放送法違反だからいきなり電波法71条の適用で電波の停止なんてことを役所は考えていないということは、その行政指導の文書を全部見れば十分わかるのです。

そうすると野党の側も本当はそういうものを踏まえて国会審議をしていただきたいし、答弁もそういうことを踏まえればもう少し変わったものになると思う。そうすると国会審議も実は変わったと思うのです。それをずっと見ながら、何である文書の行政指導の本来的な在り方とか、そのあたりのことが議論されないのかなと思って、私自身は論文自身がBP0、放送倫理・番組向上機構の内部の審理があったものですから、自分のホームページだけには載せていたのですけれども、あまり公表されていなかったのです。

ただ、このようなものが廃棄される手続の中では公文書管理法ができて、総理大臣の同意、廃棄のチェックがありますから、本来的にはそこでチェックされれば保存もしくは公文書館に移管されているべきものだし、私自身は研究者、弁護士ですけれども、憲法とか行政法の研究の分野のレベルから見れば、研究者としてはぜひこれは移管してほしい文書だと思っていたのですが、それが廃棄されたのはなぜかということを考えなければいけないと思ひまして、そのときに資料1-1のⅢ(1)の研究者の知見・協力を活用した評価選別の在り方の向上とか、専門職員の育成・配置、学識経験者の知見・協力の活用という、このあたりがまだまだ不十分で、実際にできていないのでそういう例が起きているということは御認識いただいて、十分な予算もつけていただいて、このあたりをきっちりやっていただかないと本当に良い文書が残らないという懸念がございます。また、その点について中間書庫も機能しなかったということも明らかになりましたので、実際の運用としてこの報告書をまとめた以上は、そのあたりの様々な人的な措置、財政的な措置を十分つけていただいて、我が国の公文書管理が十分なものになるようにぜひお願いしたいと思ひます。

今後は多分、電子中間書庫の検討とかいう電子文書のところまでいきますので、そのあたりも視野に入れて本来的に言えば紙媒体で残すものと、電子文書で残すものとかの精査を十分することも必要になってくると思ひますので、そのあたり直近のいろいろな話題の中で実際に文書がどのように保存され、また、廃棄されているのかという経過の中で、私

自身、自分ながらこの論文は結構よく書けたと実は思っています、放送法の運用と電波法76条1項の運用については、行政指導を緻密にやれば、いきなり電波の停止なんかいくはずがないので、そのあたりがみんなの国民的な理解になれば全然放送法についての議論は違っただろうと思うのですけれども、そのようなところをぜひ文書によって明らかにして、国民の理解が得られるような公文書館になり、公文書管理委員会等を中心とする公文書管理の在り方の重要な1つの素材にさせていただきたいと思いますので、ぜひとも検討報告書を実のあるものにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 今の御指摘はすごく大事だと思うのですが、これはむしろ宇賀先生にお伺いしたほうがいいのかもかもしれませんが、今の話だと行政指導というのがどういう形式の文書で残されているかということだと思うのですが、7ページの今のガイドラインだと告示、訓令、通達の制定又は改廃及びその経緯は残すとなっているので、本来であれば、もしこういう形式であれば残らなければいけないのだと思いますけれども、行政指導と言っても多分いろいろなバリエーションがあるので、どのような文書形式のものがこれでひろえて、何がひろえないのかというところが今の実質としてすごく大事なのかなと思います。

今のは放送の話でしたけれども、昔ちょっと調べたときの感じで言うと、省庁によって法律とかああいうものを使う比率はかなり違う。例えば昔の文部省は法律とかああいうものよりは、もう少しまさに指導的なものはかなり大きくて、そうすると自主的な政策決定はそういうところで議論されている可能性があるので、そう見ると今の参考資料7ページの行政文書管理ガイドラインの別表第2の事項14で拾えるもの拾えないものをきちんと整理することが本来的に必要な作業で、それは恐らく先ほど私が申し上げた、いわば各現場の業務に即してきちんと何を残すべきかのメルクマールをつくりなさいというところに、今、三宅委員が御指摘いただいたようなことはきちんと取り込んでいくべきだということになるのではないかと思います。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。伊集院委員、どうぞ。

○伊集院委員 いろいろお話に出てまいりましたように、今後の課題は多々あるわけなのですけれども、基本的にこの報告書を拝見いたしまして、本当に議論を重ねてきたそれぞれの御意見、内容が十分反映されていて、読んでほっとしたというのが正直な気持ちでございます。

私自身もいろいろな議論に加わって、いろいろな調査資料などを拝見したり、あるいは実際に地方公文書館などに伺ってお話を伺ったということを通じて、何よりも国民の基本的な財産と言える貴重な資料、公文書に対するいわゆる認識というものが、法律が制定されて以降、極めて高まってきているというのが実感です。そのためのいわゆる公文書の管理運営、その体制の拡充が日々、年々行われてきていることも実感しております。

ここにも書いてありますけれども、本当に脆弱だった日本のいわゆる公文書管理体制が非常に問題だった日本なのですが、今では海外の研究者などからも大変期待され、評価されているという実態があるわけで、そういうことを聞くこともうれしいことだと思っております。

いろいろな先生方の御指摘もありましたとおりのことを今後とも新たな公文書管理法を基本にしまして、新たな体制の拡充、充実が期待できたらいいなということを願っております。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 今まで議論が尽くされていなかったと言われた「忘れられる権利」についてでございますが、たしか個人情報保護法の改正によって必要でなくなったデータは削除するよう努めるという努力義務規定が入って、日本の中でも「忘れられる権利」というものが定着しつつあるということで、判例の中でも少しGoogleの検索等の関係で判例が認めているものも出始めているというところでございますが、こと、公文書の保存との関係で言えば個人情報の保護で言うと消去するということとの兼ね合いをどうするかということだろうと思いますが、特定歴史公文書等として重要なものだというものは、基本的には個人名も含めて残しておくという原則の中で、しかし、不開示にする期間が50年とか80年とか110年という形で規定を設けておいて、100年とか150年たてば歴史的事実として固有名詞も歴史家の研究のためにはどうしても必要になってくる部分がありますでしょうし、敬愛追慕の念も100年とか150年たてば消えていくということもございますので、そういう運用に重きを置くという形で「忘れられる権利」と特定歴史公文書等の保存なり歴史文書一般の保存の在り方についての整理を少しする必要はあるし、このところはまだあまり議論になっていないところですけども、今後そのようなことを踏まえて保存と不開示の期間、さらに必要に応じて開示をしていくことが大事ではないか。

イギリスの公文書館に政府から調査に行かせていただいたときに、イギリスの公文書館には一般市民がたくさんお見えになっていて、自分のルーツを随分調べるのに広いフロアで多くの人が調査をされていて、非常に関心が高いということがございましたが、これも「忘れられる権利」というものが一方にあるとは言いながら、保存と開示の期間の調整でそのようなことができて1つの例だと思いますので、また参考にしながら議論を詰めていきたいと思っておりますので、意見として述べさせていただきます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

「忘れられる権利」については、もともとフランスではこのような考え方が非常に強かったのです。昨年12月によりやくEU個人データ保護規則の案について、欧州委員会、欧州議会、欧州閣僚理事会の三者合意がまとまりましたので、今までも個人データ保護指令に削除権の規定はあったわけですけども、これをもっと強化した形での規定が入ることになりました。しかし、アメリカではこのような考え方に対しては非常に反発が強くて、EU

司法裁判所がGoogleスペインについて出した「忘れられる権利」という言葉を使った判決に対しても、アメリカでは非常に批判が強くて、まだその点についてアメリカとEUとの間で考え方にかなり隔たりがありますので、今後国際的にどういう方向に議論が収れんしていくかということは注視して見守っていかねばならないと思います。

○森丘課長 「忘れられる権利」でございますけれども、2013年11月のICA (International Council on Archives) ; 国際公文書館会議でも情報へのアクセスと個人データ保護というものが議題になっておりまして、そこでEUのデータ保護規則案につきましてプライバシーの問題を重視した結果、「忘れられる権利」という名の怪物を生み出したと指摘するとか、そういう議論も公文書館の世界でも国際的に議論されているようでございますので、そういったところも注視しながら、双方のバランスをとっていったということではないかと思っておりますけれども、そういうことでフォローしてまいりたいと思います。

もう一つ前に行政指導につきまして、具体の文書についてあるとかないとかいう話でございまして、これも外国の制度、評価選別について御議論いただいたときに、例えばイギリスでは1次選別、2次選別というものがあって、2次選別ではリサーチバリューということで、評価選別に研究者の視点というものが盛り込まれるようなこととございまして、そこでまた体制の話とかいろいろ入ってくるのかと思っておりますけれども、そういった視点も考えてまいりたいと思います。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 私からも一言、コメントを述べさせていただきます。

公文書管理法がつくられまして以降、大きな転換を迎えることになったというのは私も同感でございます。ただ、5年間、実際にこの法律を動かしてみたときに、まだまだ不足する点があって、それが今回の5年見直しの中で多くの先生方からの御意見によって出されてきたと理解いたしました。

具体的にはここで数え上げるようなことはいたしませんけれども、そういった不足している部分を補う仕組みを具体的につくり込んでいかなければ、現在の日本の遅れた公文書管理の現状というものが改善されないというのは、委員の先生方も考えているところであろうと思います。ぜひこの報告書を政府として重く受けとめていただき、改善が進みますようによろしく御尽力をお願い申し上げます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今、幾つか非常に貴重な御指摘をいただきました。ただ、この報告書案それ自体の修正ということではなくて、それをより実際に運用していく際に、こういう点について留意すべきだという御意見、御助言をいただいたものと思っておりますので、原案どおりここに公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書を委員会として取りまとめることとしたいと存じます。

ただいま何人かの委員からも御指摘がありましたように、政府におきましてはこの報告

書を踏まえて、速やかに具体的な措置の検討を行っていただきたいと存じます。

それでは、最後に河野大臣から一言いただきたいと存じます。

(カメラ入室)

○河野大臣 委員長を始め、委員の皆様には昨年9月からでしょうか、私が担当大臣を拝命する以前から、この5年後見直しにつきまして活発に御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。公文書管理制度をいかに充実強化していくかというのは非常に大事なことだと思っておりますので、この報告書を受けて速やかに政府として必要な措置を講じていけるように、また、予算措置その他についてもしっかりと進めてまいりたいと思っております。

こうした制度を充実する、そして同時に今、有識者会議で国立公文書館、どのようなものをつくっていったらいいのかという基本構想の検討も進めていただいておりますので、合わせて新しい我が国の公文書管理体制というものを強めていけるのではないかと考えております。新しい新館という箱ができて、そこにそれを管理する体制がしっかりできて、そして、それを扱っていく専門人材というものがセットでなければならないと思っておりますが、ちょうどここへまいります前に参議院の内閣委員会でも国立公文書館について質問がありまして、答えさせていただきました。専門人材をしっかり育成しろという質問でございました。

今、専門人材のことをいわゆるアーキビストみたいな横文字を使って言うことが多いのですが、日本人の中で99%以上の人間はアーキビストと言われてもさっぱり何のことかわからない。人によってはアーキテクトと間違えて建築家かみたいな話になったりするわけで、これはまずいのかなと。図書館に行くと司書さんという方がいらっしゃって、司書と言えばどのような人で、どういう仕事をして、ほとんどの日本人がおぼろげながらわかる。そうすると公文書を扱う専門家についても、そろそろ横文字を「いわゆる」なんて言うのではなくて、日本語でそういう人を何と言うのかというのを決めて、公文書を扱う人材が必要なのだ、そういう人材をどう育成していくのかという議論をしたときに、日本人の大体の方がそういう仕事をする人なんだなというものがわかる。そういう日本語の言葉をそろそろ生み出していかなければいけないのかなと思っております。

ぜひ専門家の様々な皆様の御意見を伺って、この公文書を扱う専門人材をこれから何と呼んだらいいのかということも少し御議論いただいて、このようにしていこうよということができればいいのかなと思っております。

今後とも公文書管理制度をどのように運営をしていったらいいのか、この委員会だけで終わるわけではなく、引き続き皆様には御支援、御協力をいただきまして、我が国の公文書管理制度、体制といったものが世界から日本はどう考えているんだ、日本はどうやっているんだ、参考に海外から見に来ていただけるようなものにしてまいりたいと思っております。本当に今までの御活動に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○宇賀委員長 河野大臣、どうもありがとうございました。

それでは、これにて第50回「公文書管理委員会」を終了といたします。お忙しいところ  
どうもありがとうございました。